

## 公認指導者規程

### <趣旨>

日本におけるソフトボール競技の振興と競技力向上にあたるための指導者の資質と指導力の向上を図り、指導活動の促進と指導体制を確立するため、公益財団法人日本体育協会が制定する「公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度」に同意した上で公認指導者規程（以下、「当規程」という。）を定める。

### 第1条（目的）

公益財団法人日本ソフトボール協会専門委員会規程第7条に基づき、次の各号に掲げる事項を達成するために当規程を定める。

- (1) ソフトボール競技の普及発展に即応する指導体制を確立すること。
- (2) ソフトボール競技における基礎的な指導や競技力向上のための指導に対応し得る指導者を一貫したシステムにより養成し、その資質と指導力の向上を図ること。
- (3) 指導者の各協会等における位置づけと役割に応じた資格の意味を明確にし、社会的信頼を確保すること。
- (4) 指導者が各協会等において常に自己研鑽を図り、また、相互に情報交換を行い、連携を進め活動促進を図ること。

### 第2条（指導者の種類）

公認スポーツ指導者の種類は、次の各号の通りとする。

- (1) 公益財団法人日本体育協会並びに公益財団法人日本ソフトボール協会認定資格
  - ①公認ソフトボール指導員
  - ②公認ソフトボール上級指導員
  - ③公認ソフトボールコーチ
  - ④公認ソフトボール上級コーチ
- (2) 公益財団法人日本ソフトボール協会認定資格
  - ①公認ソフトボール準指導員

### 第3条（指導者の養成）

指導者の養成は、次の各号に示す講習時間及び講習内容をもって行う。

- (1) 講習時間
  - ①公認ソフトボール指導員  
共通科目／ 35 時間（通信講座）公益財団法人日本体育協会がNHK学園と提携して実施  
専門科目／ 40 時間（集合講習 30、その他 10）都道府県ソフトボール協会が実施
  - ②公認ソフトボール上級指導員  
共通科目／ 70 時間（集合講習 14・自宅学習 56）公益財団法人日本体育協会が実施  
専門科目／ 20 時間（集合講習 20）都道府県ソフトボール協会が実施
  - ③公認ソフトボールコーチ

共通科目／152.5 時間（集合講習 40・自宅学習 112.5）公益財団法人日本体育協会が実施

専門科目／ 60 時間（集合講習 40、その他 20）公益財団法人日本ソフトボール協会が実施

④公認ソフトボール上級コーチ

共通科目／192.5 時間（集合講習 56・自宅学習 136.5）公益財団法人日本体育協会が実施

専門科目／ 40 時間（集合講習 20、その他 20）公益財団法人日本ソフトボール協会が実施

⑤公認ソフトボール準指導員

専門科目／ 40 時間（集合講習 30、その他 10）都道府県ソフトボール協会が主催

※公認ソフトボール準指導員（「公認ソフトボール指導員」資格の専門科目相当の内容を受講・受験し認定される）の資格を有する者は、当該年度を含め4年以内に共通科目（NHK学園による通信講座）を受講・受験し、「指導員」資格を取得することが義務づけられている。したがって、「公認ソフトボール準指導員」資格取得者が、合格した当該年度を含め4年以内に「公認ソフトボール指導員」資格を取得しない場合には、当規程第7条（資格の喪失）が適用される。

(2) 講習内容

①公認ソフトボール指導員

**共通Ⅰ科目**

- 1) 文化としてのスポーツ
- 2) 指導者の役割Ⅰ
- 3) トレーニング論Ⅰ
- 4) スポーツ指導者に必要な医学的知識Ⅰ
- 5) スポーツと栄養
- 6) 指導計画と安全管理
- 7) ジュニア期のスポーツ
- 8) 地域におけるスポーツ振興

**専門科目**

- 1) 種目の特性に応じた基礎理論
- 2) 実技
- 3) 指導実習

②公認ソフトボール上級指導員

**共通Ⅱ科目**

- 1) 社会の中のスポーツ
- 2) スポーツと法
- 3) スポーツの心理Ⅰ
- 4) スポーツ組織の運営と事業
- 5) 対象に合わせたスポーツ指導

**専門科目**

- 1) 種目の特性に応じた基礎理論
- 2) 実技指導
- 3) 指導実習

③公認ソフトボールコーチ

**共通Ⅲ科目**

- 1) 指導者の役割Ⅱ
- 2) アスリートの栄養・食事
- 3) スポーツの心理Ⅱ
- 4) 身体のしくみと働き
- 5) トレーニング論Ⅱ
- 6) 競技者育成のための指導法
- 7) スポーツ指導者に必要な医学的知識Ⅱ

**専門科目**

- 1) 種目の特性に応じた基礎理論
- 2) 実技指導
- 3) 指導実習

④公認ソフトボール上級コーチ

**共通Ⅳ科目**

- 1) トップアスリートを取り巻く諸問題
- 2) 指導能力を高めるためのスキルアッププログラム

**専門科目**

- 1) 種目の特性に応じた基礎理論
- 2) 実技指導
- 3) 指導実習

⑤公認ソフトボール準指導員

**専門科目**

- 1) 種目の特性に応じた基礎理論
- 2) 実技
- 3) 指導実習

第4条（指導者資格の検定及び審査）

講習に基づく指導者資格の検定及び審査は、共通科目と専門科目に区分して実施する。

①公認ソフトボール指導員

- 1) 共通科目における検定は、通信課題による判定とする。
- 2) 専門科目における検定は、技能検定並びに筆記試験等を加えた総合判定とし、公益財団法人日本ソフトボール協会の指名する各都道府県ソフトボール協会技能検定委員会の判定を、公益財団法人日本ソフトボール協会専門科目検定委員会（検定審査会を設置。以下、「検定委員会」という。）において審査する。
- 3) 共通科目及び専門科目の検定に合格した者を「公認ソフトボール指導員養成コース修了者」として認める。

②公認ソフトボール上級指導員

- 1) 共通科目における検定は、筆記試験による判定とし、公益財団法人日本体育協会指導者育成専門委員会において審査する。
- 2) 専門科目における検定は、技能検定並びに筆記試験等を加えた総合判定とし、公益財団法人日本ソフトボール協会の指名する各都道府県ソフトボール協会技能検定委員会の判定を、検定委員会において審査する。
- 3) 共通科目及び専門科目の検定に合格した者を「公認ソフトボール上級指導員養成コース修了者」として認める。

③公認ソフトボールコーチ

- 1) 共通科目における検定は、筆記試験による判定とし、公益財団法人日本体育協会において審査する。
- 2) 専門科目における検定は、技能検定並びに筆記試験等を加えた総合判定とし、検定委員会において審査する。
- 3) 共通科目及び専門科目の検定に合格した者を「公認ソフトボールコーチ養成講習会修了者」と認める。

④公認ソフトボール上級コーチ

- 1) 共通科目における検定は、筆記試験及び提出課題による総合判定とし、公益財団法人日本体育協会において審査する。
- 2) 専門科目における検定は、技能検定並びに筆記試験等を加えた総合判定とし、検定委員会において審査する。
- 3) 共通科目及び専門科目の検定に合格した者を「公認ソフトボール上級コーチ養成講習会修了者」と認める。

⑤公認ソフトボール準指導員

- 1) 技能検定並びに筆記試験等を加えた総合判定とし、公益財団法人日本ソフトボール協会の指名する各都道府県ソフトボール協会技能検定員の判定を、検定委員会において審査する。
- 2) 検定に合格した者を「公認ソフトボール準指導員修了者」として認める。なお、「公認ソフトボール指導員養成講習会」受講の出願に際しては、専門科目修了者として免除申請ができる。

第5条（認定講習会の受講資格）

当規程の第3条及び第4条に定める講習及び検定を受けるには、それぞれ次の要件を満たしていなければならない。

①公認ソフトボール指導員

- 1) 受講する年の4月1日現在、満18歳以上の者。
- 2) スポーツクラブ等においてソフトボール競技の指導に当たっている者。
- 3) またはこれから指導者になろうとする者。

②公認ソフトボール上級指導員

- 1) ソフトボール指導員有資格者で、受講する年の4月1日現在、満22歳以上の者。
- 2) スポーツクラブ等において中心的な役割を担っている者。

3) またはこれから中心的な役割を担う者。

③公認ソフトボールコーチ

- 1) 受講する年の4月1日現在、満22歳以上の者。
- 2) 都道府県ソフトボール協会会長の推薦を得た者。
- 3) 検定委員会の承認を得た者。

④公認ソフトボール上級コーチ

- 1) ソフトボールコーチ有資格者で、受講する年の4月1日現在、満24歳以上の者。
- 2) 検定委員会の承認を得た者。

⑤公認ソフトボール準指導員

- 1) 受講する年の4月1日現在、満18歳以上の者。
- 2) 地域において、スポーツ活動を実施しているクラブやグループ、スポーツ教室で実際の指導に当たっている指導者及びこれから指導者になろうとする者。

※共通科目・専門科目における、講習・試験等の免除規定は別に定める。

## 第6条（認定、登録及び更新）

公認ソフトボール指導員、上級指導員、コーチ、上級コーチの認定、登録及び更新は、下記の通りとする。

- (1) 共通科目及び専門科目の検定に合格した者は、公益財団法人日本体育協会への登録手続きを行う。登録手続き完了者に対して、公益財団法人日本体育協会より公認スポーツ指導者として「認定証」及び「登録証」が交付される。
- (2) 公認スポーツ指導者登録の有効期限は4年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限内に、公益財団法人日本体育協会、あるいは公益財団法人日本ソフトボール協会の定める研修を受けなければならない。

### 2 公認ソフトボール準指導員の認定、登録及び更新は下記の通りとする。

- (1) 公認ソフトボール準指導員に合格した者に対し、公益財団法人日本ソフトボール協会は都道府県ソフトボール協会から提出された「合格者認定申請」及び「登録申請」に基づき認定・登録手続きを行う。登録手続き完了者は、公益財団法人日本ソフトボール協会より、都道府県ソフトボール協会指導者委員会を通じて公認ソフトボール準指導員「認定証」及び「ソフトボール準指導員証」が交付される。また、併せて公認ソフトボール指導員専門科目修了者として認められる。
- (2) 公認ソフトボール準指導員資格取得者は、公認ソフトボール指導員養成講習会の共通科目35時間（NHK学園による通信講座）を受講・受験し、合格することにより、ソフトボール指導員として認定される。
- (3) 公認ソフトボール指導員への移行猶予期間は、公認ソフトボール準指導員資格取得年度（初期登録年度）を含め4年間であり、それ以後の資格登録は認められない。また、登録による資格の有効期限は4年間とし、更新登録は認められない。

## 第7条（指導者資格の喪失）

公認スポーツ指導者が、次の各号のいずれかに該当する場合、その資格を喪失する。

- (1) 公認ソフトボール準指導員の登録をしなかった者。

- (2) 初期登録年度を含めた4年間で、公認ソフトボール指導員への移行を行わなかった者。
- (3) 公認スポーツ指導者の登録をしなかった者。
- (4) 公認スポーツ指導者として不適当と認められた者。

#### 第8条（指導者資格取得の義務化）

公益財団法人日本ソフトボール協会主催の公式試合（都道府県予選大会・地区予選大会を含む）に出場するチームの監督・コーチは、原則として、当規程第2条の有資格者でなければならない。ただし、監督・コーチが資格を有していない場合においては、チーム内に有資格者（監督代行になり得るもの）がいなければならない。

2 国民体育大会の監督は、公益財団法人日本体育協会「公認ソフトボール指導員」「公認ソフトボール上級指導員」「公認ソフトボールコーチ」「ソフトボール上級コーチ」のいずれかの資格を有すること。

#### 第9条（無資格者の暫定措置）

公益財団法人日本ソフトボール協会主催の公式試合（都道府県予選大会・地区予選大会を含む）に出場するチームで第8条に定める有資格者がいない場合は、暫定措置として、都道府県ソフトボール協会が実施する「指導者対象講習会」を受講し、その「受講修了証（写し）」をもって出場することができる。なお、この暫定措置の有効期限は1年間とし、継続的に指導者資格を必要とする場合は、当規程第2条に定める資格を取得することが望ましい。

2 指導者対象講習会の受講制限は、内規で定める。

#### 第10条（競技会における指導者資格の確認）

公式試合出場時における資格の確認は、大会参加申込書に、取得資格名・登録番号等を記載する欄を設け、大会プログラムに掲載する方法によって行う。大会競技委員長は、記載された内容をもとに資格の確認を行う。

大会に指導者資格の取得者として参加する場合、当該指導者は公益財団法人日本体育協会が発行（指導員・上級指導員・コーチ・上級コーチ）する「登録証」の原本又は写し、公益財団法人日本ソフトボール協会が発行（準指導員）する「認定証」又は「準指導員証」の原本又は写し、もしくは暫定措置で都道府県ソフトボール協会が発行（指導者対象講習会）する「受講修了証」の原本又は写しのいずれかを携帯し、大会競技委員長に提示を求められた場合には必ず提示しなければならない。

#### 第11条（改 廃）

当規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

#### 附 則

昭和61年3月1日制定・施行

#### 改訂履歴

平成3年4月1日改正・施行

平成 3 年 9 月 2 日 一部改正

平成 4 年 4 月 4 日改正・施行

平成 6 年 12 月 12 日 一部改正

平成 10 年 4 月 1 日改正・施行

平成 12 年 5 月 16 日 一部改正

平成 13 年 4 月 1 日 一部改正

平成 15 年 2 月 23 日 一部改正

平成 17 年 4 月 1 日改正・施行

平成 17 年 11 月 23 日 一部改正（第 12 条追記）

平成 19 年 11 月 23 日 一部改正（第 3、6、7、9 条一部削除・追記）

平成 21 年 4 月 1 日改正・施行（第 3、7、9、10、12 条一部削除・追記）

（第 8 条「旧資格の登録更新」条文削除）

（第 9、10、11、12 条の条文繰上げ）

平成 26 年 2 月 23 日一部改正